

抜本的な安全保障・危機管理体制の確立を

米同時テロに対する米軍などの軍事行動を自衛隊が後方支援するテロ対策特別措置法案が、自民・公明・保守の与党3党の賛成多数で可決されました。後方支援といっても、戦時に自衛隊を初めて海外派遣するという戦後の安全保障政策の転換となる法案が、10月5日の提出から29日には成立という異例の速さで成立施行となったわけです。

これまで民主党では、私を含め、法案に賛成することを前提に外交・安保部門会議で10数回の議論を重ねてきましたが、15日に行われた小泉・鳩山会談において「自衛隊派遣は、国会の事前承認とする」という民主党の主張が受け入れられず、会談決裂という結果になってしまいました。そのため、民主党としては、「テロ特措法案には反対し、事前承認を求める修正案を提出すること」。また、「自衛隊法改正案と海上保安庁法改正案には賛成する」という態度で臨んだわけです。民主党が、国会の事前承認にこだわったのは、「文民統制(シビリアン・コントロール)と、それを補完する国会関与は譲れない」と考えたからです。

この新法案は、集団的自衛権の行使についての論議がなされないまま作成されたため、その法的根拠が脆弱であることは否定できません。そのような、あいまいな部分を極力減らし、今後、抜本的な安全保障論議を進めるべきです。

さらに、先日、空母キティホークが東京湾を出航するに際して、自衛隊の艦船が護衛したことを防衛庁から官房長官(危機管理担当を兼ねる)へ連絡がなかったことは、大きな問題と考えます。米国では、「連邦危機管理庁(FEMA)」「国防総省(DOD)」を統括し、本土防衛政策について担当する「国土安全保障局」を新設し、リッジ氏が任命されました(右図 参照)。それに対し、日本では、10月8日の空爆を機に「テロ対策本部」が閣僚をメンバーとして官邸に設けられたに過ぎず、上記のような官房長官への連絡の不備といったような、縦割り行政の弊害も克服されていません。阪神大震災を教訓に作られた首相官邸の24時間体制は右図 を参照して下さい。

このような現状を改革するためにも、これまで民主党内で検討を進めてきた「緊急事態法制」について、次期通常国会において政府・与党提出予定の「有事法制」への対案として取り組んでいきたいと考えております。

